

Title	六郷川渡船について ( 社会経済資料紹介 )
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.3 (1936. 3) ,p.391(107)- 403(119)
JaLC DOI	10.14991/001.19360301-0107
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360301-0107">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360301-0107</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註五)。

以上に於て見る如く、金利を景氣循環との關聯に於て考察した場合には、金利を以て景氣循環の主要なる原因と爲すが如き見解は正に因果關係の逆轉であり、吾人の採るべき所でない。併し、此の事は既に述べたる如く、景氣循環の原因的要素としての金利の作用を絶對的に排除するものではない。蓋し景氣循環の或一局面の必然的結果として齎せられた金利の騰貴或は下落が、他の多くの經濟的要素と共に、循環の次局面を決定する上に何等かの作用を及ぼす事は又否定し難い。「利率は景氣循環の能動的若しくは發生的要因ではなく、寧ろ受動的要因である。然し同時に、景氣の頂點及其直後の高金利が景氣下降の發生に何等かの作用を及し、逆に回復期の初期に於ける低金利が重要なる促進原因である事も指摘せらるべきである」(註六)。斯くて唯金利のみを抽出して考察した場合に、それに多くの論者が與へる程有力な景氣循環統制の力は認め難い。而して其の騰貴下落を以て景氣循環の結果としての解釋は、やがて景氣の進行状態を示す景氣バロメーターとしての役割を指示する。利率變動の重要性は寧ろビジネス・バロメーターとしての協力或は使用により生ずる」(註七)。

註一 Michaelis, Die Quantitätstheorie etc. S. 141.

註二 A. Altschul, Die moderne Konjunkturforschung in ihrer Beziehung zur theoretischer Nationalökonomie (Schriften des Vereins für Sozialpolitik 173 Bd. 1928. S. 178)

註三 C. Snyder, Business Cycles and Business Measurements. 1927. p. 227.

註四 Michaelis, ibid. SS. 140-141.

註五 Michaelis, ibid. S. 142.

註六 J. M. Clark, Strategic Factors in Business Cycles, 1934. p. 68.

註七 C. Snyder, ibid. p. 229.

(一九三六・一一・一五)

## 六郷川渡船について

(社會經濟資料紹介)

野村兼太郎

東海道の六郷川に大橋が存してゐたことは、かの瀧澤馬琴の「燕石雜誌」卷五之下冊にも見えてゐる。その文に曰く。

「東海道の六郷橋は長さ百九間ありし。江戸古鹿子摠鹿子等に、江戸の三大橋、兩國橋、千住大橋、六郷大橋と稱したり。六郷の橋は元祿年間、度々の出水にうち壊されしかば、終に船渡しになりぬ。その圖説、東海道の所記大和名所鑑等に見えたり。亦増補江戸道中記に云く、六かゝの橋百九間あり、橋の右のかたより池上へ行く道あり、左の方にはねだ村有り、獵師多し。橋の川上に大きな鮎あるなり。はしの上より大山見ゆる云々。亦春齋先生の癸未紀行に、寛永二十年十一月の記印本一冊、六郷橋の長篇あり。(有朋堂文庫本五八七頁)。

「川崎誌考」の著者山田藏太郎氏は慶長の新大橋流失以後、假橋の存してゐた證據として、「四方の道州」なる書を引用されてゐる。私は未だ同書を見る機会を得ないが、「川崎誌考」から孫引すると、次ぎの如くである。

「六郷に昔橋あり、近頃馬琴といふものゝ書に、元祿十七年の春、由之軒政房といふ者の書たる誰袖梅と題する

六郷川渡船に就いて

107 (三九1)

ものに、六郷のわたし、三月より九月までは土橋掛るとし、又寶永の頃の道中記には六郷の橋の圖あり、これかり橋なるべし、大和名所圖鑑、六郷橋の圖に欄干あり、かり橋にあらざるに似たりとす、靖考の府中の邊も玉川は三月迄橋掛る所二ヶ所あり、これも欄干あり、九月より末は水冷かに人かち渡るにくるしむ、又水勢も夏秋と異にして大に干落あるもの也、六郷も府中のかり橋と同例にて掛しを、こゝは川巾もや、廣く行來の人馬もことに多ければ、かり橋にては危きをもて其かみより止たるなるべし、以上の記述に依れば、徳川幕府の初政には、こゝに橋を架してゐたらしく、又元祿以後と雖も、ある頃までは、九月から三月まで（本文に三月より九月までは勿論誤り）土橋を架したものでらしい。然るにこゝに「六郷川渡船發端」と題する一寫本に依ると、貞享五年戊辰年（元祿元年）七月廿二日の洪水で、六郷川新大橋が流出し、その後八幡塚村の引受けに依つて渡船場となつたやうである。この書は内容錯雜し、頗る解し難い點が多いが、兎に角全文を引用すると、次ぎの如くである。

「貞享五戊辰年七月廿一日、洪水ニ而六郷川新大橋流出仕、早速江戸へ役舟成ル、受負人八町堀吉右衛門、三年勤、馬舟八艘、步行船八艘御入用被下、八幡塚村所引受、高百三拾八石三斗七升、諸役御免、初而船賃、登人六文、乘縣拾五文、輕尻拾文、水主拾六人、一日米壹升宛舟打入用水主扶持被下、七月助郷村へ八幡塚出入起り、御取上げ、淺草長右衛門、同庄兵衛、藤兵衛、善兵衛受負貳人乘、本馬五文輕尻平均ニ而下受八幡塚村金兵衛、金三千五百兩、宿助成渡舟場天龍並ニ御増所引受、預御懸り松平石見守様、道中奉行安藤筑後守様、右西尾安房守様代り大久保大隅守様、岩井町善兵衛勤兼差上ケ、本所石坂町市兵衛是亦勤兼、尙八幡塚村に相對、去ル申冬々當年迄、壹ヶ年切受負被仰付、當春年季明ケ

馬入川 人拾貳文 本馬廿貳文七文安 輕尻拾六文四文安 天龍川 人拾貳文 本馬三拾文 輕尻拾貳文 富士川 同斷

右願書に御附昏願、相歸りゆ而可被申付ゆ、本多伯耆守様は詞處、願之通被仰付、伺書寫之可被相返ゆ申渡シ萩原源左衛門御奉行掛岡彌太郎兩人列座 御張昏願之通り、渡船賃錢増、所之者に可被申付ゆ、但シ御高札御改被下、兩川端に壹枚宛建ル、

享保十一巳年、御代官長谷川庄五郎、小宮山奎之進、大坂迄、名主兵藏、年寄甚兵衛、組頭新兵衛出ル所、人馬持揃不申、不届至極ニ付、御高札可取上旨被仰付、御傳馬宿御免被成下ゆハ、難有奉存ゆ旨御返答、元來困窮、新短御取立之譯申上ゆニ付、外宿金五兩被下、享保六丑三月廿六日相勤舟場ニ而借り宅、惣役人百姓代り、日詰、賃錢取ゆ處、世話不行届、受負人附、三ヶ年目五月六日勤、會所建、川向會所地御除、是亦會所ヲ建、水主小屋等諸御用御賄、又出水之節爲取締、年番年寄ヲ極、組頭之内よ相詰、受負人元々下受ヲ立、御用勤、水主抱貳拾四人、一日米壹升宛、給金三兩宛、此分元々よ出ス、夜賃錢水主帆祭、右下受負人一派ニ成、向會所相止メ、八幡塚村會所地不用、地主に返ス願出相返シ、尤水主喰焚場地所川端に被下、最初受負金四百兩位よ追々六百兩ニ成、明和ニ至り錢下落ニ而、兩ニ五五六百文位ニ付百兩減シ、于時慶應三卯年十一月寫之

この寫本には恐らく前後錯雜してゐるところがあらうと思ふが、今は明白にし難い。元來六郷川渡船權について

は、川崎宿と八幡塚村との間に、利害一致せず、相争つてゐたやうである。上掲の文書に依つても知り得るやうに、八幡塚村が元祿以降享保期に至るまで渡船權を有してゐた。然るに後にこれが川崎宿に屬するやうになつた。何時川崎に屬するやうになつたかは明白ではないが、「川崎誌考」の記すところに依れば、寶永年間代官伊奈半左衛門と田中兵庫の盡力で六郷渡船權が川崎に賦與されたと云ふことである。勿論八幡塚村はそれに不平であつた。渡船權が川崎に歸した後に於いても水主は主として八幡塚村々民から採用したと云ふから、そこで妥協したのかも知れない。その後寛政年間にも、又天保年間にも、兩者間に争ひがあつた。しかしそれ等の係争事件の真相は遺憾ながら今日詳細には知られてゐない。(「川崎誌考」四八三―六頁)。

川崎並びに八幡塚村が渡船權について相争つたところを見れば、渡船事業がその經營者に多少とも利益を與へたと考へられる。上掲渡舟發端なる文書に依れば、八幡塚村請負の時代に於いては、多少經營難の様子が見える。川崎宿經營時代に於いては如何であつたか。文化九申年と文化十四丑年との「六郷川貳ヶ年勘定差引書付」に依ると次ぎの如くである。

覺

文化九年申年分  
船賃入高

一金八百三拾四兩壹分、永貳拾八文六分  
同遺拂

一金八百五拾三兩壹分、永貳百壹文七分

元高と差引

金拾九兩、永百七拾三文壹分 不足

是を請負人が差出仕埋ひ儀ニ御座り

文化十四丑年  
船賃入高

一金八百九拾七兩壹分、永百九拾貳文六分  
同遺拂

一金八百七拾三兩壹分、永貳百九文七分

元高と差引殘

金貳拾三兩三分、永貳百參拾貳文九分

是を請負人徳分ニ仕ひ義ニ御座り

右兩年分六郷川請拂勘定書面之通ニ御座り 以上

文政三辰年十二月

川崎宿

年寄 達右衛門

同 傳十郎

同 源内

名主 三右衛門

同 彦十郎

問屋 七郎左衛門  
名主 藤右衛門  
問屋

御取締方御役人中様

この書類が如何なる必要から提出されたものであるか不明であるが、化政度に於ける六郷渡船の收支の概要を知ることが出来よう。この請負人が誰であつたかは明かになし得ないが、前掲の發端書から推測すれば、恐らく江戸の町人であつたらうと思はれる。この請負に依つて宿方は勿論利得を得たのであらう。又この渡船經營が損失を生ずるのは、所謂御用に依る無賃乗船の多い場合であつたらうと推測し得る。故に幕末の如きは殊にその弊害が大であつたのであらう、慶應三年卯十一月に次ぎの如き御連が出てゐる。

「五街道宿と連と及困窮の折柄、物價騰貴ニ付而も彌疲弊切迫ニ付、向後無賃被下人馬御差止ニ相成、御用ニ而旅行之而も分限ニ應シ人馬賃錢被下、則繼人馬并渡舟川越等、今般御定賃錢相拂可致旅行旨被仰出、新矩御高札奉頂戴、從十一月往還ニ掲置の事、  
定

船賃之儀當卯十一月

壹人 三拾文

本荷壹駄 四拾五文  
口付共  
輕尻壹疋 三拾六文  
口付共

右之通り可取、若於相背を可爲曲事もの也

慶應三年卯十一月

奉行

この新しく定められた賃錢は享保期のものと比較すれば三倍又は五倍となつてゐる。幕末多事の際に、東海道を往來する人馬荷物の著しくなつたことは、容易に想像されるが、今その一例を掲げよう。即ち慶應元年五月、羽田村及び羽田獵師町より届出でた「六郷川渡船御用勤高書上帳」二冊に依つて、當時の往來頻繁な状態を覗ふことが出来よう。五月五日から閏五月十七日までの分である。

五月五日 騎兵御奉行 御馬七拾八疋、附屬御用物、其外御荷物  
貴志大隈守様、外御役様 御荷物

戸田肥後守様、城織部様、外御役様 御荷物

右之外諸御役様 御荷物

一船廿四艘 此水主九十六人 但壹艘四人乗

五月六日 大砲御差圖役 御組御役様 附屬御用物、御荷物  
開宮鐵太郎様、安藤降太郎様、御組御役様  
步兵御奉行 河野伊豫守様、御組御役様

一船廿四艘 此水主九十六人 但壹艘四人乗

外才料 四人

五月七日 一船廿四艘 此水主九十六人 右同斷  
外才料 四人

六郷川渡船に就いて

六郷川渡船に就いて

五月九日

大御番頭 齋藤攝津守様、米倉丹後守様、并御組中様 御荷物  
御先手頭 佐野鐵六郎様、藤澤讃岐守様、并御組御與力御同心中様

御目付

岡部三右衛門様、渡邊建次郎様 御荷物、御馬二疋  
右之外諸御役々様 御荷物

一船廿四艘 此水主九十六人 右同斷

五月十一日

御書院番頭 本多日向守様并御組中様 御荷物  
御先手頭 花房近江守様、仙石播磨守様、并御組中様 御荷物

御先手頭 大久保與三郎様并御組中様 御荷物  
御目付 永井與之丞様外登頭様、御使番御頭様 御荷物

講武所御奉行 渡邊甲斐守様、同所御役々様 御荷物  
御長柄方千人頭 山中彌左衛門様、原嘉藤次様、并御組中様 御荷物

右之外諸御役々様 御荷物

一船廿四艘 此水主九十六人 右同斷

五月十三日

講武所御奉行 遠藤但馬守様外砲術方四百九十人程 御荷物、御馬壹疋

中奥御小姓 湊川左右衛門様外拾八頭様 御荷物、御馬拾八疋

御先手 本間彈正様、外五頭様、并御組中様 御荷物

御旗奉行 山名壹岐守様、外御組中様 御荷物

右之外諸御役々様 御荷物

五月十四日

一船廿四艘 此水主九十六人 右同斷  
御警衛、大御番頭 大久保出雲守様、右御組中様、其外御役々様 御荷物

五月十五日

一船拾二艘 此水主四十八人 右同斷  
大砲差圖役頭取 服部區輔様、外御組御役々様 御荷物

御膳所御頭 力石勝之助様、外御役々様 御荷物  
御腰物御奉行 大平三五郎様、外御役々様 御荷物

陸軍御奉行 竹中丹後守様、外御役々様 御荷物  
御作事奉行 大野藻十郎様、右御掛り御役々様 御荷物  
歩兵御奉行 都築際太郎様、御組御役々様 附屬御用物、御荷物

右之外諸御役々様 御荷物

六郷川渡船に就いて

一船廿四艘 此水主九拾六人 右同斷  
外才料拾六人



六郷渡船川に就いて

一三六 (四〇〇)

御當日 御老中 御同勢

(五月十六日) 松前伊豆守様、阿部豊後守様、松平周防守様、御同勢

御若年寄 土岐山城守様、立花出雲守様 御同勢

御側 増山對馬守様、酒井壹岐守様、竹本隼人正様、村松出羽守様、遠山信濃守様 御同勢

御小姓三拾頭様 御同勢

御小納戸百五頭様 御同勢

御小姓御番頭様、御書院御番頭様、新御番頭様、右御組中様 御同勢

歩兵組御役々様、御持小筒組御役々様 御荷物

講武所槍劍炮術方御役々様 御荷物

御目付様、御使番様 御荷物

陸軍御奉行様、大炮組御役々様 御荷物

右之外諸御役々様 御馬貳百八拾八疋、御荷物

一船廿八艘 此水主百拾貳人 并才料拾貳人 右同斷

五月十七日 一船拾貳艘 此水主廿人 外才料貳人 右同斷

御小姓 御小納戸 御荷物

五月十九日 石川近江守様、外貳拾頭様御家來 御荷物

本田權之助様、外四拾三頭様御家來 御荷物

室賀伊豫守様、外御徒中様御家來 御荷物

水野伊勢守様、外御徒中様御家來 御荷物

講武所勤口方御役々様 御荷物

右之外御役々様 御荷物

一船廿四艘 此水主九拾六人 外才料八人 右同斷

合船數貳百四拾四艘 此水主九百九拾八人 外才料六拾六人

外 御休日四日分、船數四拾八艘、才料八人

五月廿一日 御書院番頭 御小姓番頭 御津伊豫守様、松平河内守様、井兩御組中様 御荷物

右之外諸御役々様 御荷物

一船貳拾四艘 此水主九拾六人 外才料六人 右同斷

五月廿三日 阿部豊後守様、松平周防守様、立花出雲守様御同勢 御荷物

右之外御役々様 御荷物

一船貳拾四艘 此水主九拾六人 外才料六人 右同斷

五月廿五日 遠山信濃守様、土岐山城守様、増山對馬守様御同勢 御荷物

右之外御役々様 御荷物

一船貳拾四艘 此水主九拾六人 外才料六人 右同斷

六郷川渡船に就いて

一三七 (四〇一)

五月廿七日 松平伊賀守様、内藤若狹守様、牧野河内守様御同勢 御荷物

外御役様

一船 貳拾四艘 此水主九拾六人 右同斷

五月廿九日 松平彈正忠様、内藤志摩守様、外御役様 御荷物

一船 貳拾四艘 此水主九拾六人 右同斷

閏

五月 二日 高尾惣十郎様、深津彌左衛門様、久世下野守様、井上啓次郎様、并大炮、御持小筒

歩兵御役様方、外御役様

附屬御用物、并御荷物

一船 貳拾四艘 此水主九拾六人 右同斷

閏 五月 四日 御持小筒組々頭、歩兵御頭、松平信濃守様、岡田左一郎様、并大炮方、御持小筒、歩兵御役様、外御役様

附屬御用物、并御荷物

一船 貳拾四艘 此水主九拾六人 右同斷

閏 五月 五日 松平式部大輔様

一船 拾貳艘 此水主四拾八人 右同斷

閏 五月 六日 松前伊豆守様

一船 拾貳艘 此水主四拾八人 右同斷

御同勢

閏 五月 十二日 内藤備後守様、松平丹波守様

一船 拾貳艘 此水主四拾八人 右同斷

閏 五月 十七日 一玉藥御用物 八拾棹、外御附添御役様

一船 拾貳艘 此水主四拾八人 右同斷

合船數貳百拾六艘 此水主八百六拾四人 外才領 四拾六人

外御休日十一日分 船數百三拾貳艘、才領貳拾貳人

惣合 船數四百六拾艘 此水主千八百拾貳人 才料 百拾貳人

外合船數百八拾艘、才領廿貳人

但 御休日數十五日分

以上の羽田村及び羽田灘師町の六郷川渡船御用は恐らく同年五月に於ける將軍家茂上洛に關する臨時賦役であらう。即ち家茂は五月十六日に江戸を發し、閏五月廿二日に入京してゐる。この數字には多少の誤算があるが、如何に多人數が連日往來したか想像し得る。しかしこの外に東海道を上下する役人は幕末に於いて頗る増加し頻繁となつたから、それに伴ふ種々なる御用勤が宿弊を疲弊せしめたことは明かである。従つて慶應三年に前掲の如き觸書を發するに至つたのであらう。しかし恐らく東海道交通の問題はかゝる命令に依つて解決し得るものでなく、従つて六郷川の如きは明治に入るや否や架橋案が問題となつたのである。

(昭和十一年二月十一日稿)